

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 11 日現在

機関番号：15401

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2009～2011

課題番号：21402014

研究課題名（和文） 平和構築における現地社会のオーナーシップ育成の課題

研究課題名（英文） The Tasks for the Development of Ownership of Local Society in Peacebuilding

研究代表者

篠田 英朗 (SHINODA HIDEAKI)

広島大学・平和科学研究センター・准教授

研究者番号：60314712

研究成果の概要（和文）：

本研究は、「平和構築における現地社会のオーナーシップ育成の課題」について、総合的な検討を加えるものであった。現地社会のオーナーシップの実施にあたっては現地社会の複雑性やドナー主導の国際支援体制といった構造的な問題がある。また事例研究から、「新家産制国家」の問題及び「開発独裁」の問題が、自由民主主義的価値規範を基盤とする国際社会主導の平和構築の考え方と摩擦を起こしがちになることを指摘した。

研究成果の概要（英文）：

This research was intended to conduct a comprehensive examination on “the tasks for the development of ownership of local society in peacebuilding.” The research has illustrated the tasks which arise due to complexity of local society and donor-oriented regimes for international assistance in the process of developing the ownership of local society. Through various case studies the research has pointed out that the issues of “neo-patrimonial state” and “developmental authoritarianism” tend to create tensions with the mainstream understanding of peacebuilding based upon values of liberal democracy.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	2,200,000	660,000	2,860,000
2010年度	1,800,000	540,000	2,340,000
2011年度	2,800,000	840,000	3,640,000
年度			
年度			
総計	6,800,000	2,040,000	8,840,000

研究分野：平和構築論

科研費の分科・細目：国際関係論

キーワード：平和構築、オーナーシップ、国際社会、現地社会、紛争後社会

## 1. 研究開始当初の背景

現代国際社会において、蔓延する地域紛争の解決は、焦眉の課題である。しかしこうした高い政策的関心によって生まれてきている平和構築研究においては、必然的に、支援する側がいかにか効果的に活動を行うか、とい

う問題設定がなされる傾向が生まれる。つまり支援される側の視点や事情は、主体ではなく、客体の側の問題として、研究に取り込まれることになる。ところが同時に、平和構築においては、最終的な責任はいつも現地社会の側に委ねられる。なぜなら国際社会の側の

努力の範囲には限界があり、永続的な平和は、現地社会の側が担っていくのでなければ決して達成されないからである。より永続的な平和のための社会的基盤をも作り出していくためには、「現地社会のオーナーシップ」を発展的に育成していくような平和構築のあり方が求められる。

## 2. 研究の目的

「平和構築における現地社会のオーナーシップ育成の課題」について、総合的な検討を加える。国際社会における「オーナーシップ」原則をめぐる歴史的背景と理論的基盤をふまえた視点で、今日の平和構築の枠組みを整理する。そして代表的な適用事例の分析を通じて、望ましい「オーナーシップ」育成のための現代平和構築活動の課題を抽出する。

## 3. 研究の方法

本研究では、平和構築活動における現地社会のオーナーシップ育成のあり方について総合的な検討を加えるために、文献渉猟を中心とする歴史的・理論的分析と、海外実地調査を通じた聞き取り作業を中心とする事例分析とを、効果的に組み合わせることを目指した。歴史的・理論的分析においては、オーナーシップ概念それ自体が持つ歴史的背景と現代国際社会における含意を明らかにした上で、解釈論の部分において問題となる点を分析した。また実地調査にあたっては、今日の平和構築活動の主要対象となっているアフリカ諸国、特にシエラレオネに焦点をあてた。これに対して対比のためにアジア諸国からはスリランカを代表例として焦点をあてた。平和構築活動がアフリカとアジアで数多く行われているという実情をふまつつ、本研究の問題設定の視点からはアフリカ諸国とアジア諸国では異なる傾向を持っていると言えることに注意を払い、両者の対比を概念的に整理することも行った。聞き取り調査の対象としては、現地の市民社会団体や政府関係者および研究者を中心にしつつ、現地の国際機関職員などにも対象とした。またニューヨークにおいて平和構築関連の部署に勤務する国連本部職員に対しても聞き取り調査を行い、本研究関連の問題に関する国連本部での議論の動向を把握することに努めた。

## 4. 研究成果

本研究は、「平和構築における現地社会のオーナーシップ育成の課題」について、総合的な検討を加えるものであった。本研究を通じて、現地社会のオーナーシップは平和構築活動の戦略の中核をなす重要な指針であることが明らかになった。平和構築活動の一分野というよりも、平和構築に関連する全ての

活動を統合的に整理するための指針が、現地社会のオーナーシップである。この概念が重視される背景としては、特に脱植民地の時代以降の国際社会の規範意識の変動がある。オーナーシップ原則は、実態として形式的な尊重に陥って形骸化する危険性を持っていることが広く認識されつつも、見直されることがない権威を獲得するに至っている原則となっている。だが平和構築の現場においては、オーナーシップ原則の重要性は、そのような規範論にとどまらない。平和構築にあたって包括的かつ長期的な戦略を練ることの重要性が強調されてきているが、オーナーシップは戦略形成の鍵となる概念である。国際社会の介入の目的は、現地社会が永続的な平和を維持していくための自律的な基盤を確立していくことを支援することにある。治安部門改革、人道・開発支援等の平和構築の個々の分野に即した議論にかかわらず、平和構築は現地社会のオーナーシップの発展を、その戦略の包括性を担保するための視点として、必要としている。

ただしオーナーシップ原則を適用する活動の実施にあたっては現地社会の複雑性やドナー主導の国際支援体制といった構造的な問題が浮かび上がる。第一に、オーナーシップの主体の問題がある。特に紛争後国のような内政が複雑な状況においては、一元的に国家意思を体現する主体を確立することは難しい。中央政府についても、その正当性や統治能力の点で、一元的に国民を代表しているとは言い難い状況がある。そもそも紛争後国において一元的な意思の存在を見つけることを重視しすぎることは、かえって人工的な操作の危険性が高まる自体を招きかねない。その際にオーナーシップを誰が主体的に担っていくのかという問題が発生する。

また原則としてのオーナーシップを尊重している態度をとる国際社会の支援者の側にしてみれば、資金提供者として主体的な発言力を維持したいという意図を消し去ることは不可能である。資金の流れによって活動の内容が決まってくるといってもよい平和構築の現場では、ほぼ必然的に資金提供者が強い発言力を持つ傾向が生まれる。その際に現地社会のオーナーシップの原則は、資金提供者によって便宜的に操作される対象となってしまう危険に陥ってしまいがちなのである。

本研究では、シエラレオネとスリランカの事例を代表例として検討した。その意図は、アフリカの紛争後国とアジアの紛争後国で異なって見える傾向について、学術的な説明を加えることによって、平和構築における現地社会のオーナーシップの問題の実情について複合的な視点を提供していくことであった。二つの事例を代表とするアフリカ型モ

デルとアジア型モデルのオーナーシップ原則が内包する課題として、「新家産制国家」の問題及び「開発独裁」の問題を描き出すことを本研究は試みることになった。

「新家産制度国家」とは、脱植民地化の時代以降のアフリカ諸国で見られた現象である。国家機構が権力掌握者によって独占的に運営されてしまうことによって、公的部門と私的部門の境界線が消滅してしまうような状態を指す。そのような状態にある国家を対象にして、最高権力者の意向を尊重することがオーナーシップの尊重であるという安易な形式論を持ち込むことは、長期的な平和の構築のためには、むしろ阻害的な影響を及ぼすかもしれない。ただし実際にはどの国が新家産制国家の状態にあると言えるのかは決して簡単に扱うことができる問題ではなく、慎重な分析をへて始めて言える問題である。

「開発独裁」とは、奇跡的な経済成長を遂げたアジア諸国で、国家運営のある種のモデルを表現するものとして認識される概念である。この概念がモデルとするアジア諸国は、政治的には権威主義的体制であり、政権交代を伴う多党制にもとづいた民主主義を重視する立場からすれば、問題の多い体制をとっている場合が多い。しかし経済成長を遂げ続けることによって国民の支持を得て内政上の安定を維持し続けるという類型が、典型的な開発独裁国家である。このような国家においてオーナーシップ原則をどう適用して考えていくかは、簡単な問題ではない。政治的に権威主義的であるがゆえに、国民全体の総意を真に反映しているとは言えない政府であっても、経済面での成果によって安定的な統治というメリットを評価されている場合、政府が体现する現地社会のオーナーシップの性格と範囲を見定めるのは、簡単なことではない。

新家産制国家や開発独裁の問題が特に現代世界で重要になってくるのは、それらの問題が、平和構築活動を推進する欧米諸国を中心とするいわゆる先進国が国際秩序の基盤を構成していると考えられる自由民主主義的な価値規範と、鋭く対立するからである。

平和構築における現地社会のオーナーシップ育成の課題を克服するためには、それぞれの社会の歴史・現状に即した国家建設の見通しを立てていかなければならず、たとえばシエラレオネのようなアフリカ型の紛争後国の場合には大々的な国際機関の介入後の自由民主主義国家の樹立、あるいはスリランカのようなアジア型の紛争後国の場合には中央政府の軍事的勝利による内戦終結後の国民全般の和解の推進という課題が、オーナーシップの育成にも大きく影響してきているのである。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 13 件)

1. Hideaki Shinoda, “The Principle of Local Ownership as a Bridge between International and Domestic Actors in Peacebuilding,” IPSHU English Research Report Series No.29: Indigenous Methods of Peacebuilding in Africa, edited by Bertha Z. Osei-Hwedie, Treasa Galvin and Hideaki Shinoda, Hiroshima University, 2012, pp. 66-87. 査読無。
2. Hideaki Shinoda, “The Sierra Leonean Model of Peacebuilding? The Principle of Local Society’s Ownership and Liberal Democracy in Africa,” IPSHU English Research Report Series No.27: Peacebuilding and the Ownership of Local Society in Sierra Leone, Hiroshima University, 2012, pp. 2-22. 査読無。
3. Hideaki Shinoda, “The Sri Lankan Model of Peacebuilding? The Principle of Local Society’s Ownership and the Validity of Developmental Authoritarianism,” IPSHU English Research Report Series No.26: Peacebuilding and the Ownership of Local Society in Sri Lanka, Hiroshima University, 2012, pp. 2-19. 査読無。
4. 篠田英朗「日本の近代国家建設と紛争後平和構築～東北に着目して～」、篠田英朗・淵ノ上英樹『IPSHU 研究報告シリーズ研究報告 No. 47: 平和構築としての日本の近代国家建設: 研究序論』所収、2012 年、2-58 頁。査読無。
5. 篠田英朗「平和構築における現地社会のオーナーシップと国家建設のジレンマ: シエラレオネとスリランカの事例を中心にして」、『広島平和科学』、33 号、2011 年、137-159 頁。査読有。
6. 篠田英朗「法の支配」、藤原帰一・大芝亮・山田哲也(編)『平和構築入門』(有斐閣、2011 年) 所収、153-172 頁。査読無。
7. Hideaki Shinoda, “Politics of Peace Processes in Sri Lanka: Reconsidered from Domestic, International and Regional Perspectives,” IPSHU English Research Report Series No.25: Peacebuilding in South Asia, Hiroshima University, 2011, pp. 129-155. 査読無。
8. 篠田英朗「平和構築における現地社会オーナーシップ原則の歴史的・理論的・政策的再検討」、『広島平和科学』、32 号、2010 年、1-25 頁。査読有。
9. Hideaki Shinoda, With Ajith Balassoriya, “The ‘Responsibility to Protect’ at the

End of Conflict: The Role of the International Community in Post-Conflict Peacebuilding in Sri Lanka,” Hiroshima Peace Science, Vol. 32, 2010, pp. 1-25. 査読無。

10. 篠田英朗「平和構築における二つのSSR：安全保障と開発援助のSSRをめぐる交錯」、上杉勇司・長谷川晋（編）『IPSU 研究報告シリーズ研究報告 No. 45 平和構築と治安部門改革（SSR）－開発と安全保障の視点から－』、広島大学平和科学研究センター、2010年、29-40頁。査読無。

11. 篠田英朗「ウッドロー・ウィルソン－介入主義、国家主権、国際連盟」、遠藤乾（編）『グローバルガバナンスの歴史と思想』（有斐閣、2010年）所収、81-108頁。査読無。

12. Hideaki Shinoda, “Human Security Initiatives of Japan” in Hans Günter Brauch, Úrsula Oswald Spring, John Grin, Czeslaw Mesjasz, Patricia Kameri-Mbote, Navnita Chadha Behera, Béchir Chourou, and Heinz Kruppenacher (eds.), Facing Global Environmental Change: Environmental, Human, Energy, Food, Health and Water Security Concepts (Berlin and Heidelberg: Springer, 2009). pp. 1097-1104. 査読有。

13. 篠田英朗「平和構築における現地社会のオーナーシップの意義」、『広島平和科学』、31号、2009年、163-202頁。査読有。

〔学会発表〕（計5件）1. 篠田英朗「平和構築と国際秩序～立憲主義と国家主権：平和構築における法の支配アプローチの分析～」、日本国際政治学会 2011年度研究大会、つくば国際会議場、2011年11月11日。

2. Hideaki Shinoda, “The Significance of Local Ownership in Peacebuilding: From Respect to Strategic Development,” 2011 Annual Convention, International Studies Association, Montréal, Canada, March 18, 2011.

3. “The Principle of Local Ownership as a Bridge between International Standards and Indigenous Methods in Peacebuilding,” Conference on Indigenous Methods of Conflict Resolution and Peace Building, Centre for Culture and Peace Studies, University of Botswana, Gaborone, Botswana, 23 September 2010.

4. Hideaki Shinoda, “Japanese Contributions to Nation-building and Peace-building,” The Evolution of Japan’s Defense Posture, French Institute of International Relations, Paris, France, 14 April, 2010.

5. Hideaki Shinoda, “Human Rights,

Democracy and Peace in Universal International Society,” Carnegie/Uehiro/Oxford Conference on Human Rights, Democracy, and Democratization, Carnegie International Endowment for Peace, New York, USA, 12 November 2009.

〔図書〕（計1件）

1. 篠田英朗『「国家主権」という思想：国際立憲主義への軌跡』（勁草書房、2012年）、340頁。

〔その他〕

ホームページ等

<http://home.hiroshima-u.ac.jp/hshinoda/>

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

篠田 英朗 (SHINODA HIDEAKI)

広島大学・平和科学研究センター・准教授  
研究者番号：60314712

### (2) 研究分担者

( )

研究者番号：

### (3) 連携研究者

( )

研究者番号：